

○大学評価に関する規程

制定 平成15年11月27日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、龍谷大学学則第1条の2、龍谷大学大学院学則第1条の2及び龍谷大学専門職大学院学則第2条並びに龍谷大学短期大学部学則第3条の2に基づき、龍谷大学及び龍谷大学短期大学部(以下「本学」という。)の教育、研究、社会貢献及び大学管理運営並びに施設・設備(以下「教育研究等」という。)の状況について、大学評価を行うための必要な事項を定める。

(大学評価の定義及び目的)

第2条 本学の大学評価は、第2章に定める点検・評価活動をいい、建学の精神に基づき、自主的・自律的な改善・改革を継続的に行い、もって教育研究等の水準を維持・向上させ、本学の社会的使命を達成することを目的とする。

(大学評価結果の公表)

第3条 本学は、第4条及び第5条の全学的な大学評価の結果を、学内外に公表するものとする。

2 前項の公表の範囲及び方法等は、部局長会が別に定める。

第2章 大学評価の形態等

(大学評価の基本形態)

第4条 本学は、第2条の目的を達成するため、次の各号の点検・評価活動を行う。

- (1) 組織の自己点検・評価 学内全ての組織が、大学全体の視点又は各組織の視点から、諸活動の点検・評価を行い、その結果について、第7条の全学大学評価会議が評価を行うもの
- (2) 教員活動自己点検 教育職員が、教育、研究、社会貢献及び大学管理運営の4領域において、年度始めに基本方針を定め、年度末に自らの活動の点検を行うもの
- (3) 認証評価受審のための評価 法令によって義務づけられている認証評価を受審するために、認証評価機関が定めた評価項目に基づいて、自らの活動の点検・評価を行うもの

2 前項第2号の教員活動自己点検の実施に関する詳細は、別に定める教員活動自己点検に関する実施要項による。

(外部評価)

第5条 前条の基本形態に加え、本学は、学外の評価団体又は学外の評価者による外部評価を行うことができる。

(各組織が行う独自の活動)

第6条 前2条による全学的な点検・評価活動のほか、学内の全ての組織は、独自に自己点検・評価又は外部評価等を行うことができる。

第3章 全学大学評価会議

(全学大学評価会議の設置)

第7条 第4条及び第5条の全学的な大学評価に関する重要事項を審議・決定するために、部局長会の下に、全学大学評価会議(以下「評価会議」という。)を置く。

(評価会議の構成等)

第8条 評価会議は、次の各号の者で構成する。

- (1) 部局長会構成員及び専門職大学院研究科長
- (2) 第12条の大学評価委員会の委員長及び副委員長
- (3) 総務部長
- (4) 財務部長
- (5) 教学部長
- (6) 大学評価支援室長
- (7) 大学評価支援室事務部長

2 評価会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

(評価会議の審議事項)

第9条 評価会議は、次の各号の事項を審議・決定する。

- (1) 全学的な大学評価の基本方針に関する重要事項
- (2) 大学評価の実施時期、評価項目、評価体制及び評価結果等に関する重要事項
- (3) 大学評価の実施に伴う連絡、調整に関する重要事項
- (4) 認証評価機関の選択及び対応等に関する重要事項
- (5) 外部評価に関する重要事項
- (6) その他大学評価に関する重要事項

(議長及び副議長)

第10条 評価会議の議長は、学長をもって充てる。

2 評価会議は、議長が招集する。

3 副議長は、大学評価委員会の委員長をもって充てる。

4 副議長は、議長の職務を補佐し、議長に事故ある場合又は欠けた場合は、副議長がその職務を代理又は代行する。

(定足数・議決要件)

第11条 評価会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意により議決するものとする。

第4章 大学評価委員会

(大学評価委員会の設置)

第12条 第4条及び第5条の全学的な大学評価の実施に関する具体的な事項を審議・決定するために、評価会議の下に、大学評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(評価委員会の構成等)

第13条 評価委員会は、次の各号の者で構成する。

(1) 学長が指名する副学長 1名

(2) 大学評価支援室長

(3) 大学評価支援室事務部長

(4) 専任の職員の中から学長が指名する者 23名以内

2 評価委員会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

(評価委員会委員の任期)

第14条 前条第1項第4号の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期期間中に委員の交代がある場合は、その後任者の任期は、原則として当該委員の残任期間とする。

(評価委員会の審議事項)

第15条 評価委員会は、次の各号の事項を審議・決定する。

(1) 大学評価の実施時期、評価項目及び評価体制等に関する事項

(2) 組織の自己点検・評価の評価結果(案)の作成に関する事項

(3) 大学評価の実施に伴う連絡、調整に関する事項

(4) 認証評価機関の対応等に関する事項

- (5) 外部評価に関する事項
- (6) 大学評価に係わる資料等の収集に関する事項
- (7) その他大学評価の実施に関する必要な事項

(委員長及び副委員長)

第16条 評価委員会の委員長は、第13条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は2名とし、評価委員の互選による。
- 4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故ある場合は、委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(定足数・議決要件)

第17条 評価委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意により議決するものとする。

第5章 自己点検・評価委員会

(自己点検・評価委員会)

第18条 各学部、大学院各研究科、教養教育センター及び各学部共通コース並びに短期大学部は、自主的・継続的に自己点検・評価等を行い、改善・改革に結びつけるため、それぞれ、自己点検・評価委員会を置くものとする。

- 2 自己点検・評価委員会の運営に関する必要な事項は、内規をもってそれぞれの委員会が定める。

第6章 補則

(事務処理)

第19条 この規程の運用に伴う事務は、大学評価支援室が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条の活動及び第18条の自己点検・評価委員会の運用に伴う事務は、所管する事務組織が行う。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、評価会議の議を経て、評議会において決定する。

付 則

- 1 この規程は、平成15年11月27日から施行する。

- 2 この規程の施行に伴い、「自己点検評価委員会規程」(制定 平成4年3月12日)は廃止する。
- 3 第15条第1項第2号の規定にかかわらず、従前の規程により自己点検評価委員会の委員にある者は、この規程による評価委員会の委員とみなす。
- 4 第18条第3項の規定にかかわらず、従前の規程により自己点検評価委員会の委員長及び副委員長にある者はこの規程による評価委員会の副委員長とみなす。

付 則(平成17年3月24日第11条改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月8日第21条改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年9月27日第21条改正)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

付 則(平成23年3月3日第21条改正)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月24日第6条, 第11条, 第12条, 第15条, 第17条改正, 旧第21条
繰下及び改正, 第21条新設)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月22日第11条, 第15条, 第16条改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成27年2月16日第1条, 第2条, 第2章, 第3章改正, 旧第4章繰下, 旧第5条
～旧第7条, 旧第10条～旧第18条, 旧第22条繰上・改正, 第5条, 第11条, 第4章,
第17条, 第5章, 第18条, 第20条新設, 第3条, 第4条, 第8条, 第9条, 第19条～第
21条削除)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第14条に規定する大学評価委員会委員のうち、改正規定施行前に就任している者の任期は、なお従前の規定による。
- 3 この規程の施行に伴い、大学評価に関する細則(制定 平成15年11月27日)は、廃止する。